

2019年6月25日

各位

会社名	オリンパス株式会社
代表者名	代表取締役社長執行役員兼 CEO 竹内 康雄 (コード：7733、東証第1部)
問合せ先	IR 部門 バイスプレジデント 櫻井 隆明 (TEL. 03-3340-2111(代))

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社は、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」※に基づいて、取締役会の自己評価を実施し、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施いたしましたので、その結果の概要をお知らせいたします。

※ 「コーポレートガバナンスに関する基本方針」(2015年6月制定、2019年6月改訂)

https://www.olympus.co.jp/company/governance/pdf/basic_policy_for_corporate_governance_jp.pdf

1. 取締役会評価の実施および公表の背景

当社は、実効性あるコーポレートガバナンスを実現することを目指し、2015年6月に「コーポレートガバナンスに関する基本方針」※を定めました。基本方針の項目「4. 取締役会等の責務 ⑬取締役会評価」において、当社は取締役会で毎年、取締役会全体の実効性を評価し、その結果の概要を公表することとしています。

当社は2015年から取締役会全体の実効性の評価および結果概要の公表を行っており、今回で5度目となります。

2. 評価の方法

- (1) 取締役会および各委員会（指名委員会・報酬委員会・コンプライアンス委員会）の実効性や投資家および株主との関係等に関する質問票をすべての取締役（11名）および監査役（4名）に配布し、回答を得ました。そして、その回答内容を踏まえ、当社取締役会は取締役会の実効性に関する分析および評価を行いました。
- (2) 取締役会評価の質問票の大項目は以下のとおりです。
 - ① 取締役会の機能の発揮について
 - ② 過去1年間の取締役会の運営状況について
 - ③ 重要な委員会について
 - ④ 取締役会の規模・構成について
 - ⑤ 監査役の役割について
 - ⑥ 投資家・株主との関係について

3. 分析および評価結果の概要

① 取締役会の機能の発揮について

当社の大きな方向性、重要な案件への十分な議論と適切な意思決定については、十分な議論ができたものと更に議論を深める余地があったものとされている。

② 過去1年の取締役会の運営状況について

取締役会の運営状況は、適切な頻度と十分な時間の確保、オープンで活発かつグローバル経営体制に基づいた視点で議論がなされている。一方、取り上げる議題は、より重要な課題を厳選すること、提案資料の内容は改善が進んではいるものの、より論点を整理したものにするべきことが課題として挙げられている。

③ 重要な委員会について

指名、報酬、コンプライアンスの各委員会については、その求められる役割を適切に果たしているものの、委員会における議論にあたって、更なる情報提供が必要なケースがある。

④ 取締役会の規模・構成について

社外取締役への支援については十分に行われている。

⑤ 監査役の役割について

監査役への支援は十分に行われ、監査役の存在が取締役会の実効性の向上に貢献している。

⑥ 投資家・株主との関係について

資本市場についての取締役会への情報提供は適切に行われ、資本市場へ当社の長期的競争優位性も伝えられているものの、更なる改善が望まれる。

4. 取締役会の実効性に関する評価結果を踏まえた今後の取り組みについて

2019年3月期の取締役会評価を踏まえ、取締役会で今後の取り組みについて議論した結果、執行と監督の分離を更に進めるとともに、経営の重要課題や戦略的な議論に集中できる体制を構築し、一層高次元な執行および監督体制を目指すことを課題として抽出しました。また、環境および社会問題をはじめとする持続可能性やリスクマネジメントに関する当社の取り組みについても、優先順位を踏まえて更に議論を深めていくことを確認しました。

当社は、2019年6月25日をもって指名委員会等設置会社へ移行することで、執行と監督の分離を更に進め、業務執行の意思決定の迅速化、ガバナンスの強化と透明性の一層の向上を図ってまいります。加えて、当社取締役会は、上記の各課題についてその対応策を立案・実施することで、取締役会の実効性をさらに高めてまいります。

以上